

## 肝炎問題の早期全面解決とウイルス性肝炎患者の早期救済 を求める意見書

我が国には、C型肝炎患者がおよそ200万人、B型肝炎患者がおよそ150万人もいるといわれ、ウイルス性肝炎はまさに国民病である。しかも、その大半が、輸血、血液製剤の投与、予防接種における針・筒の不交換などの不潔な医療行為による感染、すなわち医原性によるものと言われている。

B型、C型肝炎は、慢性肝炎から肝硬変、肝臓がんに移行する危険性の高い深刻な病気である。1年間の肝がんの年間死亡者数約3万人超の9割はB型、C型肝炎患者である。このような事態に鑑みれば、全てのウイルス性肝炎患者の救済を実現するための諸施策に直ちに取りかかるべきである。

よって、寝屋川市議会は全ての肝炎患者救済のため、国及び政府に対し緊急に下記事項を講ずるよう強く要請するものである。

### 記

1. フィブリノゲン製剤及び血液凝固第IX因子製剤を納入した全医療機関に対して患者の追跡調査を指示し、特定された患者に対して、投与事実の告知と感染検査の勧奨を指導し、その結果を速やかに公表すること。
2. 集団予防接種の被害実態調査を行い、適切な対応を取ること。
3. 以下の対策を実施すること。
  - (1) ウイルス検診体制の拡充と検査費用の負担軽減をすること。
  - (2) ウイルス性肝炎の治療体制の整備、とりわけ治療の地域格差の解消に努めること。
  - (3) ウイルス性肝炎治療の医療費援助及び治療中の生活支援策を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年3月16日

寝屋川市議会

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣